



求職者教育訓練助成金制度

問 平成23年3月31日までに修了する厚生労働大臣の指定講座（雇用保険の教育訓練給付の対象講座と同じ）
※ 検索用ホームページ http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku
※ 次の要件をすべて満たす人▽本市に住所を有している▽満65歳未満で就職していない▽公共職業安定所で求職手続きを行っている▽学生でない▽雇用保険の教育訓練給付を受けることができない▽対象教育訓練を修了した▽過去に本助成金の交付を受けたことがない
容 入学金を除く受講料の2分の1に相当する額（上限5万円）を助成
持 対象教育訓練の内容がわかる書類、受講料の額が確認できる書類、修了証または単位認定書の写し、住民票の写し

市民活動促進助成交付事業

問 市役所第2庁舎経済戦略課
 0857-20-3134

対 市民活動団体が企画・運営し実施する、多くの市民が参加できるイベントや地域づくりにつながる活動
容 助成対象経費の5分の4（上限あり）を助成
受 4月1日（木）～30日（金）

社会奉仕活動等保障制度

問 市役所本庁舎協働推進課
 0857-20-3182

対 道路・河川などの環境整備、防火、防災、交通安全、青少年愛護活動、高齢者や障がい者に対する援護活動などで、無報酬、日帰りの活動
※ 今年度から青少年に対する社会体育指導活動も対象となりました。
容 活動中の事故の補償
※ 事前の登録が必要です。
問 鳥取市ボランティア・市民活動センター（さざんか会館2階）
 0857-29-2228

「緑の募金」にご協力を

時 5月31日（月）まで
容 森林整備や地域・学校・公共施設などの身近な緑を豊かにするために利用
※ 募金した団体が緑化事業を行う場合、各団体の募金額の65%を上限に交付します。
問 市役所第2庁舎林務水産課
 0857-20-3235

春の砂丘一斉清掃

時 4月18日（日）9:15～11:00
※ 雨天の場合は4月25日（日）に延期、実施の有無は当日7:00に本市ホームページに掲載します。
所 砂丘市営駐車場奥砂丘入口

問 鳥取砂丘一斉清掃実行委員会（市役所本庁舎協働推進課内）
 0857-20-3182

菜の花健康ウォーキング大会

時 4月25日（日）▽受付9:00▽開会9:30▽スタート10:00▽終了11:30予定
※ 小雨決行
所 因幡万葉歴史館集合
持 飲み物、帽子、タオル、雨具など
料 無料
※ 参加賞があります。
受 4月19日（月）までに問い合わせ先まで
問 国府町総合支所市民福祉課
 0857-39-0557
 国府町各地区公民館

歩こう会4月例会

時 4月11日（日）7:50～16:50
容 鳥取駅《集合》**H** 列車**H** 智頭～智頭桜土手～杉神社～どつだんつじ公園～毛谷神社～智頭急行山郷駅**H** 列車**H** 鳥取駅《解散》（歩行距離8・3km）**料** 1430円（交通費）**※** 弁当や水筒、雨具は各自でご用意ください。
問 歩こう会事務局
 0857-23-7930

糖尿病料理講習会

時 5月19日（水）9:30～13:00
所 さざんか会館3階
員 20人
料 500円（材料費）**持** エプロン、三角巾

問 市立病院栄養管理室
 0857-53-7326

平成22年度因幡霊場休場日

時 ▽平成22年：4月19日（月）、5月13日（木）、6月15日（火）、7月14日（水）、8月23日（月）、9月14日（火）、10月13日（水）、11月16日（火）、12月15日（水）
 ▽平成23年：1月1日（土・祝）、2日（日）、18日（火）、2月16日（水）、3月17日（木）
問 因幡霊場
 0857-51-8320



高齢者地域介護・予防協議会委員

容 地域包括支援センターの運営や地域密着型サービスについての協議▽任期：委嘱の日から2年間▽会議の開催：年2回程度
※ 市内在住の40歳以上（平成22年1月1日現在）で、平日開催の会議に出席できる人
※ 他の審議会などの兼務制限があります。
員 平

国保に加入している人は 所得の申告が必要です！



国民健康保険の保険料の算定には、前年中の所得を用いています。また、所得が国の定める基準所得を下回る世帯については保険料を軽減する制度がありますが、この制度を受けるためには所得の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当される人は申告の必要はありません。

- ①確定申告または市県民税の申告をされた人
- ②勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている人（勤務先で年末調整をされた人）
- ③課税対象となる年金を受給されている人
- ④家族が被扶養者として申告をされている人

■まったく所得がなくても申告が必要です

前年中まったく所得がない人や所得税・市県民税がかからない人、収入が税金の対象とならない遺族年金または障害年金のみの人も市県民税の申告が必要です。所得がない場合でもその旨を申告しないと、保険料の軽減の基準に該当しても軽減を受けることができません。また、高額療養費の自己負担限度額や入院された時の食事代負担額が多くなる場合もあります。

所得の申告窓口 市役所駅南庁舎市民税課3番窓口
各総合支所市民福祉課

※平成22年1月2日以降に本市に転入された場合は、1月1日時点の住所地である市町村での申告となります。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3485
市役所駅南庁舎市民税課 ☎ 0857-20-3417
各総合支所市民福祉課 (☎ 16 ページ)

年金保険料が変わります 月額1万5100円です



将来に向けて給付と負担のバランスを図るため、平成29年度まで毎年段階的に保険料を引き上げています。なお、4月中に来年3月までの1年分を一括して納める場合は17万7980円となり、毎月納付した場合に比べて3220円の割引になります。※納付書（一括払い用納付書も同封）は、4月上旬に郵送します。

学生納付特例の手続きはお早めに

保険料の納付が困難な学生には、納付を猶予（延期）する学生納付特例制度があります。今年度からこの制度の適用を希望する人は早めに申請してください。※特例期間は障害基礎年金などの受給資格対象期間に算入されますが、年金受給額には反映されません。特例を受けてから10年以内は納付（追納）できますが、3年度目以降は保険料に猶予期間の利息相当額が加算されますので早めの納付をお勧めします。

申請期間 5月末日まで

申請場所 市役所駅南庁舎保険年金課 22番窓口、または各総合支所市民福祉課 (☎ 16 ページ)▷住所を市外にしている場合：住所地の市町村役場

必要なもの 年金手帳または年金保険料納付書、学生証または在学証明書（申請年度に発行のもの）、本人以外が届け出する場合は本人の印鑑

問い合わせ先 鳥取年金事務所（旧鳥取社会保険事務所）☎ 0857-27-8311

市役所駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3484

成22年1月1日現在で65歳以上の
人と64歳以下の人を各3人程度

額 報酬：出席1回につき5千円

募 4月30日（金）まで▷「高齢

者への支援について思うこと」を

800字程度にまとめ、住所、氏

名、生年月日、職業、電話番号を

明記のうえ、持参・郵送・ファク

シミリ・電子メールのいずれかで

問い合わせ先まで ※応募多数の

場合は、**選考のうえ決定**

問 市役所駅南庁舎高齢社会課

☎ 0857-20-3453

☎ 0857-20-3404

✉ korei@city.tottori.jp

鳥取市地産地消推進協議会委員

容 本市における地産地消の推進

についての協議▽任期：委嘱の日

から平成24年3月未まで▽会議の

開催：年4回程度 ※謝礼金なし

条 市内在住の18歳以上（平成22

年4月1日現在）で、平日開催の

会議に出席できる人 **員** 4人程

度 **募** 4月16日（金）までに、「地

産地消について思うこと」を40

0字程度にまとめ、住所、氏名、

生年月日、職業、電話番号を明記

のうえ、持参・郵送・ファクシミ

リ・電子メールのいずれかで問い

合わせ先まで ※応募多数の場合

は、**選考のうえ決定**

問 市役所第2庁舎経済戦略課

☎ 0857-20-3249

☎ 0857-20-3046

✉ keizai@city.tottori.jp

男女共同参画審議会委員

容 鳥取市男女共同参画および男

女共同参画に関する施策などに

いての審議▽任期：委嘱の日から

平成24年5月26日まで▽会議の開

催：年2回程度 **条** 市内在住の

20歳以上（平成22年4月1日現在）

で、平日開催の会議に出席できる

人 ※他の審議会などの兼務制限

があります。 **員** 4人 **額** 報酬：-

出席1回につき9千円 **募** 4月

30日（金）までに、「男女共同参

画について思うこと」を800字程度にまとめ、住

所、氏名、生年月日、職業、電話

番号を明記のうえ、持参・郵送・

ファクシミリ・電子メールのい

れかで問い合わせ先まで ※応募

多数の場合は、**選考のうえ決定**

問 男女共同参画課（〒680-0

022 西町二丁目311 福祉

文化会館3階）

☎ 0857-20-3166

☎ 0857-20-3054

✉ danryo@city.tottori.jp